27 吹福保第 1037 号 平成 27 年 9 月 15 日 (2015 年)

予防接種協力医療機関 各位

吹田市医師会会長川西 克幸吹田市立保健センター所長安井 修

吹田市定期予防接種における 日本脳炎予防接種の特例(予防接種実施規則附則第4条)の取扱いについて (お願い)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市予防接種事業に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本脳炎予防接種の特例措置対象者につきましては、国の予防接種実施規則により「平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満の者」と規定されており、該当者については、これまでから特例での対応をしていただいているところです。

また、同規則附則第4条に基づく対象者「平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者のうち、平成22年3月31日までに第1期が終了していない者」につきましても、生後6か月から90か月又は9歳以上13歳未満の間に、定期接種として接種することができる。」と規定されております。

つきましては、第4条に基づく対象者が、第1期の接種年齢を超えた以降で、まだ1期未完了の場合、その未完了分について任意接種で対応するのではなく、第2期の接種年齢(9歳以上13歳未満)の間に定期接種として対応いただきますよう、お願いいたします。

記

「<u>平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者のうち、第1期が終了してい</u>ない人」への対応について

- (1)接種日時点で7歳6か月に至るまでの間にある人 第1期の対象年齢内ですので、通常どおりの第1期の定期接種として取扱い
- (2) 接種日時点で7歳6か月を超えている人

未完了分について任意接種で対応するのではなく、<u>第2期の接種年齢(9歳以</u>上13歳未満)の間に定期接種として対応してください。

*第1期特例の予診票を使用してください。

平成 28 年 4 月 1 日以降に、本対象者が順次 9 歳に達していきますので、(2) の特例対応をお願いします。

<問い合わせ先>

吹田市立保健センター

TEL:6339-1212 FAX:6339-7075 予防接種担当:山本・濱本

予防接種実施規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の趣旨

日本脳炎については、その発生及びまん延を予防するために予防接種を行う疾病として、 予防接種法(昭和23年法律第68号)に位置づけられ、平成6年から定期の予防接種が 行われている(同法第2条第2項第6号)。

この予防接種を実施するため、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)において、接種対象者を生後6か月から90か月(7歳6か月)までの者、9歳以上13歳未満の者と定めた(同令第1条の2第1項の表日本脳炎の項)上で、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)において、使用するワクチン、接種方法等を定めている(同令第15条及び第16条)。

しかしながら、平成17年にマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンを接種した後に重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を発症した事例があったことから、より慎重を期すため、感染リスクが高く特に接種を希望する者に対する接種の機会の提供を行いつつ、行政による一律的で積極的な接種の勧奨は差し控えることとし、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて(勧告)」(平成17年5月30日付け健感発第0530001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、各都道府県に対し接種の積極的な勧奨の差し控えを求めたところ。

現在は、新たに開発された乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(※1)の供給実績や副反応報告の状況を勘案し、専門家の意見を踏まえ、「日本脳炎の定期の予防接種について」(平成22年4月1日付け健発0401第19号厚生労働省健康局長、薬食発0401第25号厚生労働省医薬食品局長通知)により、平成22年4月から、日本脳炎の第1期の標準的な接種期間(3歳)に該当する者に対する接種の勧奨を再開している。

接種勧奨の再開に伴い、勧奨差し控えによって接種を受けなかった者に対しても接種機会を確保する必要がある。また、これまで使用してきたマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンについては、今後使用することがなくなることから、予防接種実施規則から削除するとともに、第2期に使用するワクチンとしても、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを位置付ける(※2)必要がある。

- ※1:今般開発されたワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)については、平成21年6月に予防接種実施規則を改正し、第1期の予防接種において使用できることとなっている。(予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第117号)により措置。)
- ※2:第2期(9歳以上13歳未満)に使用するワクチンの追加については、6月22日 に予防接種部会において使用可能なワクチンとして位置付けるべきとの報告がなされ たところ。

2 改正の内容

(1) 過去に接種を受けなかった者に対する接種機会の確保

【附則に規定する理由】

今般の措置は、平成17年5月30日から平成22年3月31日までの間、接種勧奨を差し控えていたことにより接種を受けなかった者に対して接種機会を確保するための特例的な措置であることから、対象者は限定されており、かつ、増加する見込みはない。したがって、附則において措置することが適当である。

【附則第4条第1項関係】

当分の間、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種のうち、3回の接種を受けていない者(接種を全く受けていない者を除く。)であり、今般の特例による接種を受けようとする時点において予防接種法施行令で定める対象年齢(6か月から7歳6か月までの者及び9歳以上13歳未満の者)に該当するものが、6日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、同条に規定する日本脳炎の第1期の予防接種を受けたものとみなす特例を規定する。

【附則第4条第2項関係】

当分の間、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種を全く受けていない者であり、今般の特例による接種を受けようとする時点において予防接種法施行令で定める対象年齢(9歳以上13歳未満の者)に該当するものが、第15条の例によって接種を受けたときは、同条に規定する日本脳炎の第1期の予防接種を受けたものとみなす特例を規定する。

(2) 使用するワクチンの追加及び削除

予防接種実施規則第15条及び第16条から「日本脳炎ワクチン」を削除するととも に、同令第16条に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を追加する。

3 根拠規定

予防接種法第10条

4 公布・施行期日

公布 8月27日 施行 公布の日

改正案

(第一期予防接種)

リットルとする。
する。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリする。ただし、接種量は、接種量は、毎回〇・五ミリリットルと皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルと養日本脳炎ワクチンを六日から二十八日までの間隔をおいて二回第十五条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、乾燥細胞培

は○・二五ミリリットルとする。まリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつて脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、○・五脳の接種終了後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の2

接種の間隔をおいたものとみなす。 第一項の規定に基づき接種の間隔をおいたものとみなす。 第一項の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた第六条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた第一条の規定に基づき予防接種を受けることが適当でないとされた。 第一項の規定に基づき接種の間隔をおいている問に、明らかな

(第二期予防接種)

リットルとする。
「ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、○・五ミリ第十六条」日本脳炎の第二期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎

(第一期予防接種)

現

行

あつては〇・二五ミリリットルとする。
〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にでの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回クチン又は乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日から二十八日ま第十五条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワ

2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の間隔をおいたものとみなす。

(第二期予防接種)

回皮下に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとす第十六条 日本脳炎の第二期の予防接種は、日本脳炎ワクチンを一

(日本脳炎の予防接種に係る特例)